

橿原市告示第 46 号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用します。

平成24年 3月13日

a 区域	平成24年橿原市告示第44号に規定する第一種区域
b 区域	平成24年橿原市告示第44号に規定する第二種区域
c 区域	平成24年橿原市告示第44号に規定する第三種区域及び第四種区域